

労働時間の縮減と労働災害防止対策の推進を要請

平成24年1月17日、長崎県漁協会館において、社団法人長崎県労働基準協会長崎支部が主催する労務管理講習会が開催されました。

長崎労働局長中原正裕は、講習会の開催にあたり、長崎県内の労働環境について2点要請を行いました。

1 労働時間の縮減について

平成22年の長崎県の総実労働時間は1,927時間で、全国平均と比較して173時間長く、全国ワーストワンとなっていること。

長時間労働の要因としては、年間の出勤日数が19日間多い状況があり、年次有給休暇の積極的な取得などを通じて、毎月の休みをもう1日増やす取組が必要と考えられること。

長崎県においては、少子高齢化や人口の減少が進んでいる状況であり、地域の有為な人材を確保定着させるためにも、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を通じて、全ての労働者が仕事を続けやすい職場環境を整備し、活性化を実現していく必要があること。

今後、長崎県を始めとする自治体、県内の各経済団体などの御協力をいただきながら、全県的な取組をお願いしたいと考えていること。

2 労働災害防止対策について

平成23年の長崎県内の休業4日以上労働災害は、速報値で1,295件と、前年同期と比べ2.4%増加しており、今後も企業における自主的な労働災害防止活動が必要であること。

長崎労働局では、労働災害が増加傾向にある7業種を重点指導対象として、労働災害防止に向けた集中的な取組を実施すること。

[重点対象業種]

食料品製造業

金属製品製造業

造船業

建築工事業

道路貨物運送業

小売業

社会福祉施設



(中央) 長崎労働局長

年次有給休暇を使って労働時間を縮減してみませんか？

長崎県内の労働時間の現状をみると全国平均と比較して173時間長く、出勤日数は19日も多くなっています。

労働時間を縮減するためには、年次有給休暇の取得を促進することも効果的です。

平成22年	総実働時間	出勤日数
長崎県	1,927時間	247日
全国平均	1,754時間	228日
差	173時間	19日

※資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模5人以上

一年次有給休暇の取得を促進してみませんかー

- ① 休暇の取得を促進するための担当者を決めましょう。
- ② 年次有給休暇取得予定表の作成と情報の共有を図りましょう。
- ③ 年次有給休暇の完全取得の実現に向けて、年間勤務割表を作成するなど、計画的な取り組みに努めましょう。
- ④ 労使の話し合いによって計画的付与制度を導入してみましょう。(注)
- ⑤ 年次有給休暇取得促進の環境整備のために、休暇を取得するテーマを作ってみましょう。
 - ・ 記念日休暇（結婚、誕生日、会社設立等）、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、農繁期休暇 など
- ⑥ 上司自ら実践しましょう。

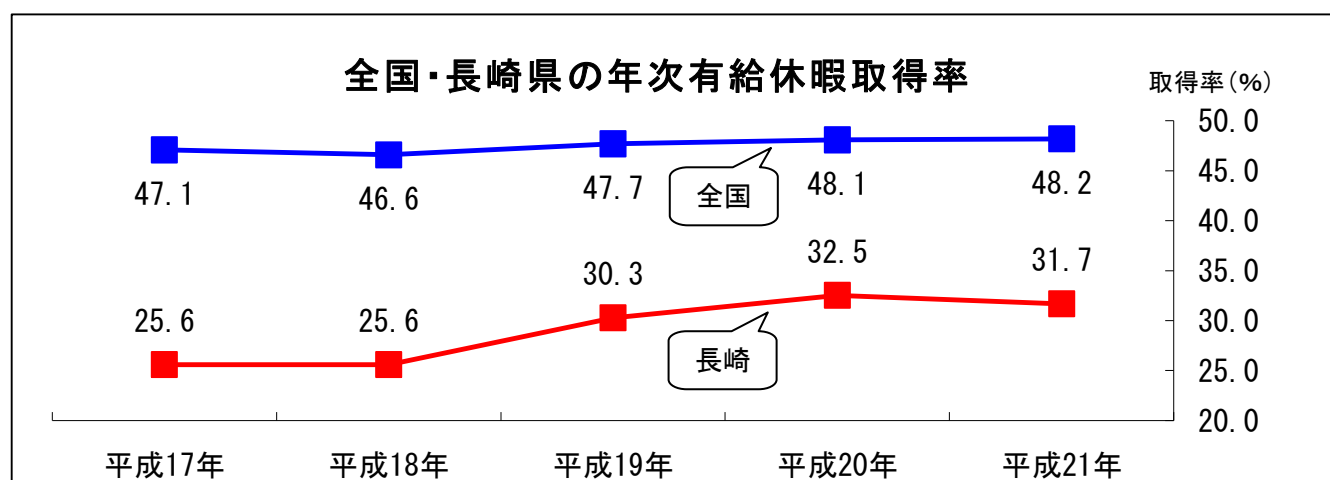


(注) 計画的付与制度とは？

企業側と労働者との話し合いによって休暇日を決める制度です。

労使間で協定を結ぶことにより年次有給休暇日数のうち5日を超える日数について、休暇を使用する日を指定することができます。

休み方としては、①企業全体で休む、②班別に交替で休む、③個人別に休むなどが考えられます。会社の所定休日、祝日と組み合わせると連続休暇の取得も可能となります。

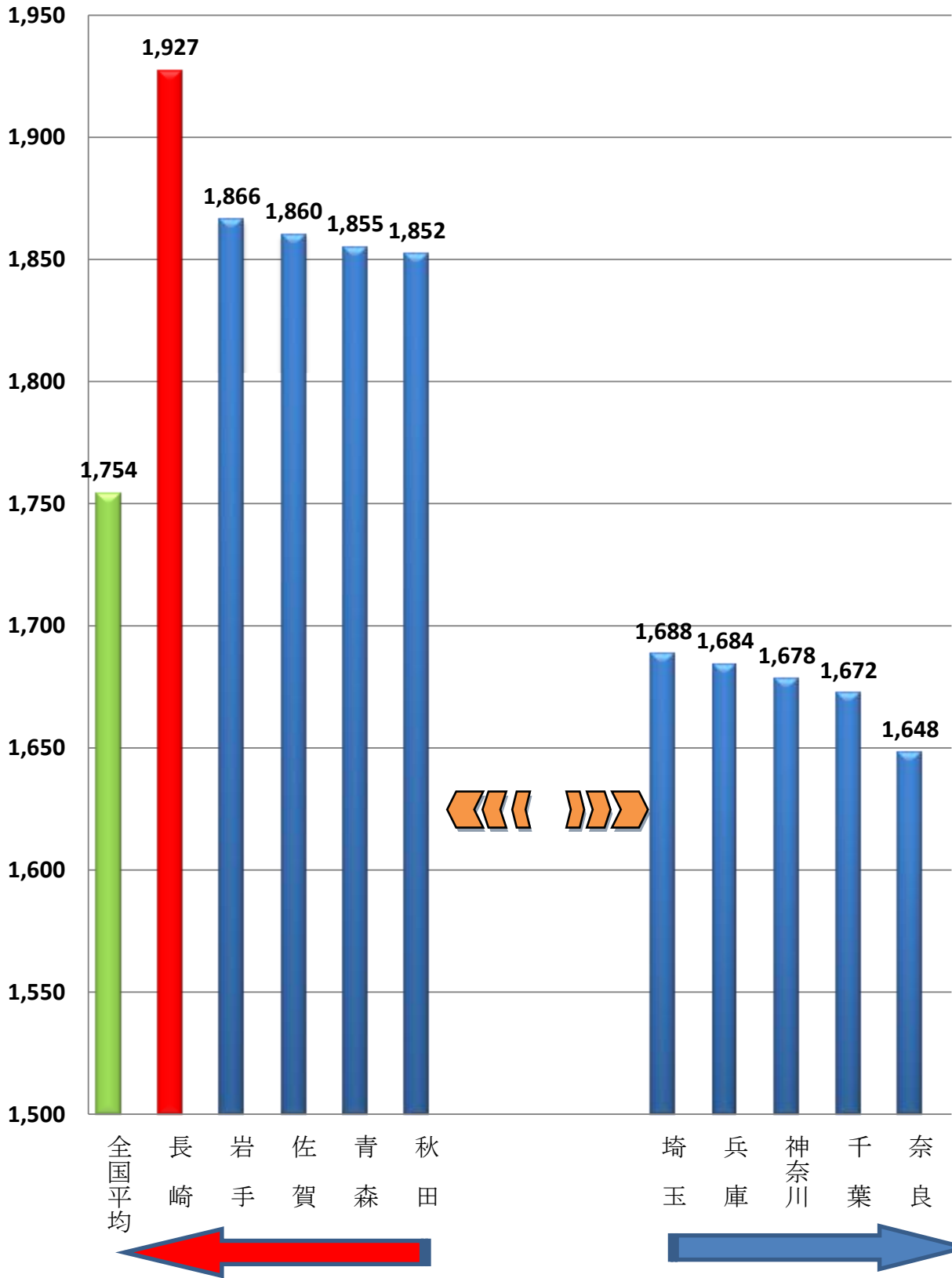


資料出所：長崎県「長崎県労働条件等実態調査」（事業所規模5人以上）
厚生労働省「就労条件総合調査」（本社の常用労働者30人以上）



労働時間

平成22年 長崎県と全国の年間総実労働時間



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）